



# 品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる 法令改正等に伴う保安規定の変更について

令和2年10月28日

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会規則の整備等に関する規則(原子力規制委員会規則第12号)附則第8条(施行日から6月以内に保安規定の変更の認可申請を求める規定)に基づき、令和2年9月29日付けで保安規定の変更承認申請を実施した。

1. 改正法第3条の施行及び関連規則の一部改正又は制定に伴い、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。
  - ① 品質管理に関する要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置に伴い、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)が制定されたことから、原子炉施設の品質マネジメントシステムに関する事項を変更する。
  - ② 原子力事業者等に対する検査制度の見直しに伴い、原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(施設管理)に関する措置を追加するとともに、関連する事項を変更する。
  - ③ 放射性気体廃棄物の管理において、ALARA(すべての被ばくは社会的、経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである)の基本精神に則り保安活動を行うことを

追加する。

- ④ その他、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。)等の改正に伴い、関連する事項を変更する。

2. その他、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。

- ① 原子炉施設の品質に影響を及ぼす事象を対象とした、是正措置プログラム委員会を明記
- ② 廃止措置期間中の原子炉施設の管理(機能維持)に関する事項を整理する。  
維持すべき性能を明記
- ③ 保安教育に関する詳細を追加する。
- ④ その他、記載の適正化を図る。

### 施設管理に関する事項の追加

#### 1) 基本方針に施設管理を追加

保安活動の基本方針に施設管理に関する方針, 施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定めて保安活動を実施することを追加する。

### 廃止措置施設に関する事項の明確化

#### 1) 恒久停止措置を明確化

恒久停止にあたり実施すべき措置を明確化する。

### 放射線管理に関する見直し

#### 1) ALARAの基本精神に則り保安活動を行うことを追加

放射性気体廃棄物の管理においてALARAの基本精神に則り保安活動を行うことを追加。